

令和6年群馬東部水道企業団議会
2月全員協議会会議録

群馬東部水道企業団

令和6年群馬東部水道企業団議会 2月全員協議会会議録

令和6年2月7日（水曜日）

1 出席議員 11名

1番	矢部伸幸	2番	大川陽一
3番	白石さと子	4番	権田昌弘
5番	川村幸人	6番	杉山英行
7番	須藤日米代		
9番	坂上祐次	10番	高橋祐二
11番	渡邊明	12番	黒田重利

2 欠席議員 1名

8番 小林武雄

3 説明のために出席した者 8名

局長	小郷隆士	次長	大塚憲一
次長	百瀬光宏	総務課長	奥川靖
企画課長	小杉浩子	工務課長	山本雅己
庁舎建設室長	島田賢司	みどり支所長	関口洋一

4 その他出席した者 3名

書記	秋庭美恵	書記	川崎千穂
書記	飯田直樹		

令和6年群馬東部水道企業団議会2月全員協議会次第

日時 令和6年2月7日(水)午前9時30分

場所 議会第2会議室(太田市役所 低層棟4階)

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 協議事項

■令和6年群馬東部水道企業団議会2月定例会について

- ①議員選出監査委員について
- ②令和6年群馬東部水道企業団議会2月定例会の議事の進行について 【資料No.1】
- ③群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について 【資料No.2】
- ④令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)について
【資料No.3】
- ⑤令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について 【資料No.4】
- ⑥群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について 【資料No.5】
- ⑦群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
【資料No.6】
- ⑧群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
【資料No.7】
- ⑨群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について 【資料No.8】
- ⑩群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について 【資料No.9】
- ⑪群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例
の一部改正について 【資料No.10】

4 報告事項

- ①群馬東部水道企業団副企業長の選任について 【資料No.11】
- ②例月出納検査の結果(10月~11月分)について 【資料No.12】
- ③群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業(第2期)の実施方針に
ついて 【資料No.13】
- ④1,000万円以上工事請負契約締結(10月~12月分)の報告について
【資料No.14】

- 5 その他
- 6 閉 会

【 全員協議会 会議録 】

局長（小郷隆士） おはようございます。本日は、公務ご多忙の中、群馬東部水道企業団議会全員協議会へのご出席をいただきましてありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、群馬東部水道企業団局長の小郷でございます。よろしく願いいたします。

それでは開会に先立ちまして、矢部議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。お願いします。

議長（矢部伸幸） 皆さん、おはようございます。本日は、ご多忙のなか、当企業団議会の全員協議会並びに協議会後に開催する定例会にご出席いただき、お礼を申し上げます。

本日の定例会では、監査委員の選任や、来年度の当初予算、今年度の補正予算などの多くの提案が予定されております。

皆様におかれましては、水道利用者の代表として、活発な議論と慎重なご審議をお願い申し上げたいと思います。

厳しい寒さがまだまだ続きますが、ご自愛頂きますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞ今日はよろしく申し上げます。

局長（小郷隆士） ありがとうございます。本日はあらかじめ配付させていただきました次第に基づき進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、板倉町の小林議員から欠席の連絡がありましたので、ご報告をさせていただきます。

それではこれより矢部議長に座長を務めていただき、進行をお願いいたします。

座長（矢部伸幸） ご指名でございますので、座長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次第の3、協議事項に入ります。令和6年群馬東部水道企業団議会2月定例会の①議員選出監査委員についてを議題といたします。本年3月末をもちまして、企業団監査委員の任期である4年が満了となりますので、議員選出監査委員を改めて選出していただくこととなります。

ご意見ございませんか。

(大川議員挙手)

座長（矢部伸幸） 大川陽一議員。

議員（大川陽一） 議員選出監査委員に、みどり市の杉山英行議員、そして邑楽町の黒田重利議員を推薦します。よろしくお願ひいたします。

座長（矢部伸幸） ただいま、議員選出監査委員に杉山英行議員、そして黒田重利議員を推薦するとのご意見がございましたが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

座長（矢部伸幸） ご異議ないようですので、杉山英行議員、黒田重利議員を本会議において、企業長よりお諮りいたします。

次に、②の2月定例会の議事の進行について事務局から説明願ひます。

（小郷局長挙手）

座長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） それではご説明をさせていただきます。全員協議会資料の1頁、資料ナンバー1をご覧ください。

まず、日程第1の会期の決定でございますが、会期は2月7日の一日を予定してございます。

次に、日程第2の会議録署名議員の指名でございますが、議長において10番、高橋祐二議員及び11番、渡邊明議員の2名を指名させていただき予定でございます。

次に、日程第3以降でございますが、議案を11件上程する予定でございます。

また、本会議の議事進行におきましては、太田市の関根議会事務局長が同席させていただきますことをあらかじめご了承ください。以上でございます。

座長（矢部伸幸） 議事の進行について、ただいまの説明のとおり進めていくことに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

座長（矢部伸幸） ありがとうございます。ご意見ないようですので、そのように進めさせていただきます。

次に、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について説明願ひます。

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） それでは、資料2頁、ナンバー2の群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、ご説明いたします。

当企業団の監査委員が本年3月31日に任期満了を迎えるため、選任の同意をいただくものとなります。

監査委員は、企業団の規約では任期を4年とし、委員3人を置くと定めております。被選任者となりますが、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する有識者の監査委員として、太田市の監査委員を務める高橋委員を再任し、議員選出監査委員は先ほどご協議いただいた杉山議員と黒田議員を選出するものとなります。

今年度の議会で、議員選出監査委員の選任の同意をいただきましたが、前任者の残任期間の就任であり、現監査委員の全員が任期満了を迎えることから、改めて選出が必要となるものです。

なお、本件につきましては、この後開催される2月定例会に議案として上程いたします。以上でございますが、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(異議なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 別にご意見ないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算第2号について、説明願います。

(小杉課長挙手)

座長（矢部伸幸） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） それでは、3頁、資料ナンバー3をお開き願います。

令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明をさせていただきます。

補正予算の概要でございますが、年度末にあたり予算の執行について精査を行うと

ともに、事業収支及び建設改良事業費の変更により予算額の見直しを行うものであります。

1の業務の予定量についてですが、主要な建設改良事業のうち、原水浄水施設新設改良事業について、工事内容の見直しにより5,843万2千円を増額し、配水施設改良事業については、工事内容の精査により、1億9,200万5千円減額するものでございます。

2の収益的収入につきましては、1億3,284万1千円減額の107億1,521万7千円となります。これは、営業収益において、水道加入金が予定より少なかったこと等による減額及び、営業外収益において、消費税及び長期前受金戻入の再計算による減額のため、予定額へと補正をするものでございます。

4頁をお開きください。3の収益的支出につきましては、4億5,829万8千円減額の92億617万円となります。営業費用において、浄水場等の電力費が国の補助などにより、想定よりも減となったことにより、予定額へと補正をするものでございます。

4の資本的収入につきましては、1,470万1千円減額の40億1,163万9千円となります。これは、他事業関連工事の延期による工事負担金の減額及び、その他資本的収入の八ッ場ダム建設費負担金の清算を行ったことによる負担金の返還金の増額のため、予定額へと補正をするものでございます。

5の資本的支出につきましては、2億3,942万3千円減額の98億7,204万5千円となります。これは、建設改良費の工事内容の精査などによる減額及び、八ッ場ダム建設費負担金の清算による国庫補助金の返還金の増額のため、予定額へと補正するものでございます。

6の継続費ですが、太田本所庁舎建設事業の年割額を、表のとおり改めるものでございます。総額の19億4千万円については変更ございません。

5頁をお開きください。

7の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費として、退職給付費を1,960万円増額し、4億9,143万4千円へ補正をするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額58億6,040万6千円につきましては、内部留保資金や積立金等で補填をいたします。

この案件につきましては、この後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承承願います。
次に、令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、説明願います。

(小杉課長挙手)

座長（矢部伸幸） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） それでは、6頁、資料ナンバー4をお開き願います。

令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

始めに、1、群馬東部水道企業団の事業方針になります。

令和6年度は、群馬東部水道企業団水道ビジョンで掲げた理想像の実現に向けた取り組みを実施するとともに、進捗状況の評価を行ってまいります。

また、労務費や資源価格等の高騰や有収水量の減少により、財政状況は今後一層厳しくなることが見込まれます。引き続き、コスト削減や業務の効率化を意識し、更なる建設改良費の縮減を図ります。

令和6年度は、包括業務委託及び補助金の最終年度となります。包括業務委託業者との協働により、施設の統廃合や耐震化、老朽管の更新を進めてまいります。

さらに、増大する更新需要等に対応できる技術職員の育成と、事業基盤の強化と効率化を行い、利用者のサービスに繋げてまいります。

次に、2、令和6年度予算概要になります。

令和6年度予算は、前年度と比較し、収益的収入については増額、支出は減額、資本的収入、支出ともに増額を見込んでおります。

3、水道事業収益についてですが、前年度より1億2,791万7千円多い、109億6,133万4千円を見込んでおります。

給水収益は料金統一により増収を見込んでおり、加入金については前年度ほぼ横ばいを見込んでおります。また、その他の収入の長期前受金戻入につきましては減額を見込んでおります。

7頁をお開きください。

4、水道事業費用につきましては、電気料金の高騰が落ち着いたため、前年度より1億1,587万4千円少ない、95億5,355万円を見込んでおります。

5の令和6年度の純利益につきましては、8億6,871万9千円を見込んでおります。

続きまして、6、資本的収入についてですが、前年度より3億5,256万円多い、43億7,716万2千円を見込んでいます。国庫補助金で15億4,046万2千円、企業債で24億円、工事負担金として4億999万8千円を計上します。

7、資本的支出についてですが、前年度より1億8,149万2千円多い、101億4,235万8千円を見込んでおります。交付金事業や他事業関連工事で79億3,155万円、企業債の償還金では21億80万8千円を計上いたします。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57億6,519万6千円につきましては、内部留保資金や積立金等で補填いたします。

9、主要事業になります。

収益的支出では、事業運営包括業務委託で33億4,907万5千円のほか、次期包括事業方針決定及び発注に係るアドバイザー業務委託及び衛星画像漏水解析委託などを計上いたします。

8頁をご覧ください。

資本的支出では、原水浄水施設費の広域化に伴う施設再構築に係る施設整備業務など5案件で12億1,748万円を計上し、配水施設費では、管路布設替工事など94案件で49億9,565万6千円、また、営業設備費では、量水器や太田本所建設設計業務委託などで9,224万3千円、拡張費では、浄水場間の管路整備や区画整理事業に伴う管路工事など27案件で6億1,329万9千円を計上いたします。

なお、この案件につきましては、この後開催される定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願いたします。以上となります。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（黒田議員挙手）

議員（黒田重利） 7頁の主要事業の一番下の衛星画像漏水解析委託なのですが、これは、画像が直接見られるのですか？

（小杉課長挙手）

座長（矢部伸幸） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） 衛星を利用しまして、電波を使って、地上の漏水をしているところが分かるというシステムになっています。

座長（矢部伸幸） すごいシステムがあるんですね。他にご意見ありませんか。

座長（矢部伸幸） 他にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを説明願います。

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 資料9頁、ナンバー5の群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、ご説明いたします。

当企業団が県内自治体と共同設置している群馬県市町村公平委員会では、本年4月1日から富岡市と榛東村が加入するとともに、共同設置の負担金を算出する際の算定基礎となる対象職員の明確化や団体割負担金の新設が行われることになりました。そのため、同委員会では規約変更が必要になりますが、地方自治法では共同設置しているすべての自治体の議会の議決を必要とすることから、ご提案するものとなります。

本件も2月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、説明願います。

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 資料11頁、ナンバー6の群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本条例第6条では、地方自治法の条項を引用して議会の同意を要する賠償責任の免除を定めていますが、引用する条項が地方自治法の改正で繰り下がることになりましたので、所要の改正を行うものです。

施行日は、令和6年4月1日を予定し、本件も2月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明願います。

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 資料13頁、ナンバー7の群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

地方自治法の改正で会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることになったため、本条例の改正を行うものとなります。改正内容ですが、勤勉手当の基準日以前6か月以内に勤務した期間がある育児休業中の職員には、勤勉手当が支給されますが、会計年度任用職員にも勤勉手当が支給されることになりましたので、適用除外の文言を削除するものとなります。

施行日は、令和6年4月1日を予定し、本件も2月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について説明願います。

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 資料15頁、ナンバー8の群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

今年度の人事院勧告で在宅勤務手当が新設され、地方自治法の改正では会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることになりましたので、本条例の改正を行うものとなります。一般職の職員に住居や住居に準ずる場所で勤務した場合、在宅勤務手当を支給するとともに、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、適用除外の文言を削除いたします。

また、会計年度任用職員の在宅勤務手当の支給は、対象外とするよう改正いたします。
施行日は、令和6年4月1日を予定し、本件も2月定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正及び群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について一括して説明願います。

（山本課長挙手）

座長（矢部伸幸） 山本課長。

工務課長（山本雅己） それでは、17頁の資料ナンバー9をご覧ください。

群馬東部水道企業団給水条例の一部改正についてご説明いたします。

この改正の目的は、水道法などの改正に伴い、令和6年4月1日から厚生労働省が所管する水道整備・管理行政は、国土交通省に移管し、水質基準の策定などは環境省に移管されることから、所要の改正を行うものです。

概要の1の改正内容は、第35条第2項中の厚生労働省令を国土交通省令に改めるものです。

2の施行日については、令和6年4月1日を予定しております。

次に、19頁の資料ナンバー10をご覧ください。

群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

この改正の目的も、先ほどの案件と同様に、水道整備・管理行政が国土交通省などに移管されるため、所要の改正を行うものです。

概要の1の改正内容は、第4条第1項第6号中の厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めるものです。

2の施行日については、令和6年4月1日を予定しております。

なお、この2案件は、この後に開催されます定例会に議案として上程いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

以上11件については、本会議に提案されることとなりますので、よろしく願いいたします。また、採決の方法についてですが、挙手による方法でお願いいたします。

以上で協議事項を終了いたします。

次に次第の4、報告事項に入ります。事務局から順次説明を求めます。

最初に群馬東部水道企業団副企業長の選任について説明願います

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 資料21頁、ナンバー11の群馬東部水道企業団副企業長の選任について、ご報告いたします。

金子副企業長が令和5年12月18日に任期満了を迎えたため、新たに副企業長の選任を行いました。

被選任者は栗原実板倉町長、選任日は令和6年1月15日、任期は令和6年11月16日までとなります。副企業長の任期は、当企業団の規約では、当該構成市町の長の任期によるとされており、理事者会議において構成市町の長の互選で選任することになっていますが、構成市町の12月定例会の時期であったため、書面の持ち回りで選任を行いました。

以上となりますが、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、説明のとおりご了承願います。

次に、例月出納検査の結果について説明願います。

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 資料22頁、ナンバー12の例月出納検査の結果（10月・11月分）について、ご報告いたします。

本日の会議までに実施された例月出納検査のうち、監査委員から議会宛に報告された検査結果を、議員の皆様にご報告するものとなります。検査日時は資料記載のとおりとなりますが、10月・11月分とも現金の出納状況は、残高証明書や諸帳簿と一致し、正確であることを確認していますので、よろしくご報告申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。次に、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）の実施方針について説明願います。

（小杉課長挙手）

座長（矢部伸幸） 小杉課長。

企画課長（小杉浩子） それでは、25頁、資料ナンバー13をお開き願います。

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）の実施方針についてご説明をさせていただきます。

まず目的ですが、現在実施しております、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業委託が令和6年度末に終了いたします。これまでの事業評価を踏まえ、令和7年度以降の事業運営方針について検討を行った結果、引き続き包括事業委託を実施することといたしました。今回は第2期包括事業委託の実施方針を策定いたしましたので、報告をさせていただくものでございます。

概要についてご覧ください。事業方針を3点決めました。

1点目は、直営で実施すべき業務と委託によって対応する業務を明確にし、少ない職員で、効率的な業務を実施することといたしました。

2点目は、官民出資会社と協働し、企業団の技術力を維持しつつ、水道事業の公共性を確保するものです。

3点目は、第1期包括事業委託の実績を踏まえ、より高いレベルの連携を実現することといたしました。

基本事項ですが、対象業務につきましては、資料記載のAからHの8業務でございます。この8業務を包括して、株式会社群馬東部水道サービスに委託するものいたします。なお、対象業務のうち、Aの浄水場及び関連施設管理業務、Bの管路施設管理業務、C給水装置関連業務につきましては、水道法第24条の3に基づき、水道の管理に関する技術上の責任と権限を含めて委託する第三者委託といたします。

事業期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間ですが、引継ぎ業務も包括事業委託に含めるものとし、引継ぎ期間は基本協定締結の日から令和7年3月31日までといたします。

今後の選定日程ですが、令和6年2月中旬に実施方針を公表した後、4月より募集公告を行いまして、審査及び事業者選定を行い、令和7年4月に事業契約締結、事業開始を予定しております。

なお、実施方針についての詳細につきましては、添付資料の実施方針概要版にございますので後ほどご確認ください。

以上、群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）の実施方針についての報告となります。よろしくお願いいたします。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（矢部伸幸） 別にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。次に1千万円以上工事請負契約締結の報告について、説明願います。

（山本課長挙手）

座長（矢部伸幸） 山本課長。

工務課長（山本雅己） それでは、太田本所において10月から12月に締結された1千万円以上の工事請負契約について報告いたします。

はじめに、18頁をご覧ください。

まず、資料ナンバー14-1は、太田市大原町地内の配水管布設工事で、落札率は86.65パーセント、契約金額は2,162万6千円、請負者は後藤建設株式会社、施工延長は461.4メートルです。

次に、資料ナンバー14-2は、太田市由良町地内の配水管布設替工事で、落札率は94.49パーセント、契約金額は2,075万7千円、請負者は有限会社大原設備、施工延長は222.2メートルです。

次に、資料ナンバー14-3は、太田市西新町地内の送水管撤去工事で、落札率は94.91パーセント、契約金額は1,661万円、請負者は小林工業株式会社、施工延長は102.0メートルです。

次に、資料ナンバー14-4は、太田市岩松町地内の配水管布設工事で、落札率は94.46パーセント、契約金額は1,012万円、請負者は小此木工業株式会社、施工延長は122.8メートルです。

次に、資料ナンバー14-5は、太田市丸山町地内の配水管布設工事で、落札率は99.8パーセント、契約金額は1,100万円、請負者は創和建设株式会社、施工延長は215.9メートルです。

次に、資料ナンバー14-6は、太田市大原町地内の配水管布設工事で、落札率は98.99パーセント、契約金額は1,188万円、請負者は関東建設工業株式会社、施工延長は182メートルです。

次に、資料ナンバー14-7は、みどり市大間々町塩原地内の塩原浄水場管理棟屋根防水修繕で、落札率は86.81パーセント、契約金額は1,180万3千円、請負者は株式会社相羽通建、工事内容は仮設工事一式、防水工事一式です。以上でございます。

(大塚次長挙手)

座長（矢部伸幸） 大塚次長。

次長（大塚憲一） それでは、館林支所におきまして、10月から12月に締結された1千万円以上の工事請負契約について報告をいたします。

まず、42頁からの資料ナンバー14-8からナンバー14-11となりますが、全て配水管布設替工事となります。

始めに、資料ナンバー14-8は、館林市北成島町地内、落札率は94.99パーセント、契約金額は3,960万円、請負者は吉澤工業株式会社、施工延長306.3メートルとなります。

次に、資料ナンバー14-9は、館林市富士原町ほか地内、落札率は94.99パーセント、契約金額は2,211万円、請負者は有限会社浜野管工設備、施工延長162メートルとなります。

次に、資料ナンバー14-10は、明和町大輪地内、落札率は96.81パーセント、契約金額は2,200万円、請負者は荒井建設株式会社、施工延長225.5メートルとなります。

次に、資料ナンバー14-11は、邑楽町篠塚地内、落札率は99.5パーセント、契約金額は3,707万円、請負者は河本工業株式会社、施工延長56.6メートルとなります。以上でございます。

(関口支所長挙手)

座長（矢部伸幸） 関口支所長。

みどり支所長（関口洋一） みどり支所において10月から12月に締結された、1千万円以上の工事請負契約について報告いたします。

50頁をご覧ください。

資料ナンバー14-12は、みどり市笠懸町地内の配水管布設替工事です。落札率は95.96パーセント、契約金額は1,170万円、請負者は新里設備工業株式会社笠懸営業所、施工延長は158.7メートルです。以上です。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

(なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 他にご意見もないようですので、報告のとおりご了承願います。

座長（矢部伸幸） 以上で予定しておりました案件は終了いたしました。その他で、議員の皆様から何かありますか。

(なしとの声あり)

座長（矢部伸幸） 別にないようですので、事務局から連絡事項はございますか。

(奥川課長挙手)

座長（矢部伸幸） 奥川課長。

総務課長（奥川靖） 本年1月1日に発生した能登半島地震の被災地支援について、ご報告をさせていただきます。

当企業団では、給水車の応急給水支援を1月6日から1月13日までと、1月16日から1月19日までの2回にわたり実施しました。また、2月5日の月曜日からは、3回目の給水支援に出発しており、2月12日に帰庁する予定となっております。

これまでの支援先はいずれも輪島市となっており、株式会社群馬東部水道サービスの社員と共に、輪島病院や輪島市ふれあい健康センターの受水槽などへの応急給水を実施しました。

現在、輪島市の水道の復旧時期は、2月末から3月末に仮復旧の見込みと報道されており、珠洲市や七尾市のうち遅い地域では、4月以降になるのではないかとされております。

被災地への水道の支援は、全国の水道事業者が加入する日本水道協会が中心となり、輪島市と志賀町は関東地方支部、珠洲市と七尾市は中部地方支部、能登町と穴水町は関西地方支部が主体となり担当しています。日本水道協会群馬県支部長である前橋市からは、年度内は応急給水の支援が必要との連絡が入ってきております。

今後の企業団の給水車による支援は、現在派遣している支援を含め今年度に3回予定しているほか、今月末に応急復旧の支援を株式会社群馬東部水道サービスや管工事組合と検討しております。以上ご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

座長（矢部伸幸） ただいまの説明に対し、ご意見ありませんか。

（なしとの声あり）

座長（矢部伸幸） 別にないようですので、以上をもちまして本日の議事すべてを終了いたします。

これをもちまして、座長の職を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長（小郷隆士） ありがとうございました。これをもちまして、全員協議会を終了させていただきます。この後10時45分から、この会場におきまして2月定例会となりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

午前10時08分閉会